

浜田市議会 一般質問における議員の資料発信（令和6年7月～）

目的

一般質問において、議員が質問時に発言を補完するための説明用補助資料をタブレットで発信することにより、質問内容を分かりやすく可視化するため

内容

- ①議員が質問席で自身のタブレット端末を使用して、説明用補助資料を発信
- ②執行部席、傍聴者席にもタブレット端末を配置することで発信された資料を閲覧可能（ペーパーレス化促進）
- ③ケーブルテレビで一般質問が放映される際も、同様の資料をテレビ画面上で閲覧可能
- ④使用した説明用補助資料は市議会ホームページにて公開

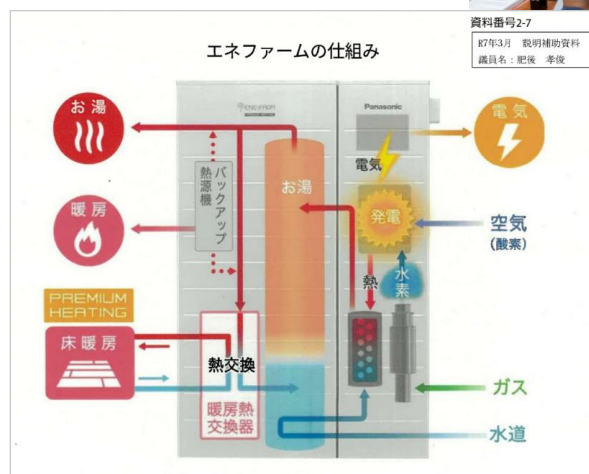
▼タブレット端末で資料を発信する質問議員

導入経過

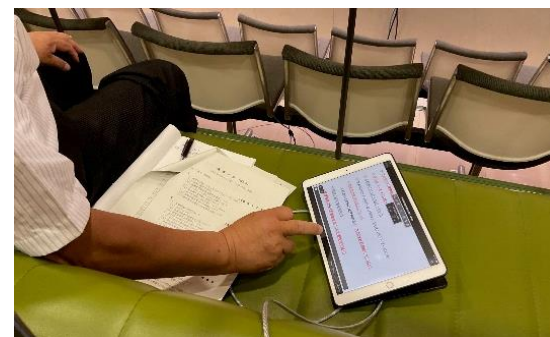
令和6年1月に議会改革推進特別委員会が徳島県那賀郡那賀町議会を視察。那賀町議会で実施されていた内容を踏まえ、議会改革推進特別委員会で導入について協議した結果、これまで導入していた「説明用パネル」を取りやめ、タブレット端末を活用した「一般質問説明用補助資料」としてリニューアル。



▼使用した資料



▼傍聴席で資料を閲覧する傍聴者



期待する効果

- ①質問の内容をより分かりやすく可視化
- ②議員によるタブレット端末のより一層の活用
- ③大判パネルの作製不要による経費の節約
- ④配付資料の印刷が不要によるペーパーレス化の促進